

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-K4-0026	衛星コンステレーションを活用したBi-Static観測に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和12年3月29日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和8年12月4日(金) （10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
- (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年11月9日（月）12：00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、知的財産の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書6.3に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.1(4)(a)～(c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年 11月 11日（水） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 12月 2日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名: 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル: 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1. 条件

契約相手方は、本調査の実施に当たって次の体制を確保していること。

- a) 小型 SAR システム設計・信号処理等に関する防衛省との契約実績を有すること。
- b) 衛星間光通信機器についての調査研究に関する防衛省との契約実績を有すること。
- c) 複数の小型 SAR 衛星（250kg 以下）の国内での製造及び自社の地上システムを用いた 3 年以上の運用を実施した実績を有し、入札時点で軌道上に複数機の小型 SAR 衛星を運用していること。
- d) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

2. 提出書類

1 の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア) とイ) に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。（その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）なお、提出書類については虚偽がないものとする。

ア) 資格や許可等の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ) 契約実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

ウ) c) については、複数の小型 SAR 衛星（250kg 以下）の国内での製造及び自社の地上システムを用いた 3 年以上の運用を実施した実績を有し、入札時点で軌道上に複数機の小型 SAR 衛星を運用した実績を証明できる書類等を提示すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の 17 時 15 分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3. 提出部数

各 1 部

4. 提出期限

令和 8 年 11 月 11 日（水）12:00

防衛省仕様書

品名	「衛星コンステレーションを活用したBi-Static観測に関する調査研究」	作成年月日	令和8年10月15日
		作成部課名	整備計画局参事官（宇宙担当）付

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、衛星コンステレーションを活用した Bi-Static 観測に関する調査研究（以下、「本調査」という。）を行うために必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	衛星コンステレーション	複数の人工衛星を一体的に連携させて運用し、広域かつ継続的な通信等の衛星サービスを提供するシステム
2	SAR	合成開口レーダー（Synthetic Aperture Radar）。マイクロ波を地球に向けて照射し、反射波を受信・解析することで、地球上のデータを取得する技術
3	Bi-Static SAR	送信機と受信機を異なる衛星に搭載し、空間的に分離して観測を行う合成開口レーダー方式
4	OCT	光通信端末（Optical Communication Terminal）。光信号により大容量データ伝送を行う機器
5	RCS	レーダー反射断面積（Radar Cross Section）。対象物のレーダー波に対する反射強度を表す指標
6	OBC	衛星搭載計算機（On-Board Computer）

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- 電波法（昭和25年法律第131号）
- 特許法（昭和34年法律第121号）
- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）

- g) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防衛調第 4608 号（19.4.27））
- h) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防衛庁第 137 号（4.3.3.1））。以下「情報セキュリティ通達」という）
- i) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成 28 年法律第 77 号。）

2 本調査に対する要求

2.1 本調査の目的

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、宇宙領域における衛星を活用した情報収集能力の強化は重要な課題となっている。特に、地上からの探知が困難なステルス性を有する対象物の探知能力や、目標識別に必要な高分解能な観測能力、妨害環境下に対応した抗たん性の高い観測能力、さらには、観測データを迅速に伝達するための高速大容量かつ耐傍受性を有する衛星通信能力の獲得が急務となっている。

本調査研究は、低 RCS 物体の検知可能性や分解能向上の技術的可能性を有し、耐妨害性の向上が期待される Bi-Static SAR の実現性についての検討を実施する。その上で、実際に軌道上で複数の SAR 衛星を用いた低 RCS 物体の観測及び妨害環境下での観測を実施し、上記のような高度な観測能力実現に向けた技術的課題を抽出する。また、Bi-Static SAR で生成される大容量データの伝送を見据え、OBC や OCT の衛星搭載に関する検討および地上検証を実施する。

本調査の成果を、高度な観測・通信機能を備えた衛星の開発につなげ、我が国の宇宙領域における情報収集・警戒監視能力の向上を図り、安全保障基盤の強化に資することを目指す。

2.2 本調査の要求事項

本調査の要求事項は以下に示す。

- (1) 契約相手方は、2.1 項、2.3 項要求仕様に即して、3.1 項の実施計画書に基づき調査を行うものとする。
- (2) 契約相手方は、(1) の結果についての分析及び評価を踏まえ、その内容を 3.3 項に示す成果報告会にて説明するものとする。

2.3 要求仕様

本調査の要求仕様は以下に示す。

- (1) Bi-Static SAR の実現性検討：2 機の SAR 衛星を用いた Bi-Static SAR の原理検証及び時刻同期精度要求設定を含むシステム設計、Bi-Static SAR 信号処理の実現性を検証
 - ・ 2 機の SAR 衛星を用いた Bi-Static SAR について信号レベル、タイミング、軌道など成立解を検討すること。
 - ・ 上記 Bi-Static SAR を実現するための時刻同期精度要求設定を含むシステム設計を実施すること。
 - ・ 本検討の結果は、中間報告書に含めること。
- (2) 軌道上実証に基づく課題抽出：軌道上の SAR 衛星を用いた実証及び課題の抽出
 - ・ ステルス性を有する対象物の観測や、ジャミングへの対応など高抗たん性に関する実証などの検討を実施し、本調査期間中に軌道上にある複数の SAR 衛星を用いた実証をすること。なお、実証に使用できる SAR 衛星が軌道上に複数ない

場合は、官と代替策を協議すること。

- ・実施目標、評価指標、合否判定基準を含む実証計画書を取りまとめること。
- ・実証計画書に基づいて、軌道上実証を実施し、実現性を確認するとともに、Bi-Static SAR の本格的な実現に向けた課題をまとめること。

(3) OBC 及び OCT の衛星搭載性検討：OBC 及び OCT 搭載制約条件精査と成立性確認

- ・Bi-Static SAR で観測する SAR 衛星に対して、OBC を搭載した上で、さらに OCT を衛星バスに搭載する場合の機械的・電氣的・熱的成立性を評価すること。
- ・搭載成立性に係るリスク（質量、排熱、視野確保等）を明確化し、対策を検討すること。
- ・本検討の成果は、中間報告書に含めること。

(4) OCT のインタフェース整合性検討：OCT の調達と、衛星とのインタフェース整合性試験と課題抽出

- ・インタフェース確認試験に使用する OCT について、調達を実施すること。
- ・調達する OCT は Space Development Agency Optical Communications Terminal Standard Version 3.1.0 以降に準拠した通信端末であること。
- ・調達した OCT を用いて、衛星とのインタフェースの整合性を試験すること。
- ・試験における課題を抽出し、改善策を検討すること。

3 管理事項等

3.1 実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本調査に関する実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官側に提出し、承認を得るものとする。

3.2 官民調整会

契約相手方は、官側と調整の上、隔月 1 回程度を基準に、官民調整会を開催すること。契約相手方にてあらかじめ作成する官民調整会資料を基に官側と進捗確認を行い、官民調整会実施後、速やかに議事録を官側にデータで提出すること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。実施場所は、防衛省市ヶ谷地区を基準とするが、リモートでの開催等も可とする。

3.3 成果報告会

契約相手方は、令和 12 年 3 月を基準として、成果報告会を実施するものとする。成果報告会においては、本調査で得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、その内容について説明するものとする。また、成果報告会の議事録を作成し、官の承認を得るものとする。

4 提出書類

提出書類は表 2 に示すとおりとする。なお、ドキュメントの提出は、電子媒体（CD-R または DVD-R）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出する者とする。なお、提出書類は Microsoft Word、Excel、又は PowerPoint 形式を使用して作成すること。

表 2 提出書類

名称	数量	提出場所	提出時期	備考
業務実施者名簿	1 部	防衛省 整備計画局 参事官 (宇宙担当) 付	契約後又は変更後速やかに	電子データ にて提出
実施計画書			契約後又は変更後速やかに	
官民調整会資料			官民調整会時	
官民調整会議事録			官民調整会後速やかに	
中間報告書			令和10年3月（基準）	
中間報告会議事録				
成果報告会議事録			令和12年3月（基準）	

- a) 官側からの指摘事項について、提出書類に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。
- g) 市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データにて提出するものとする。

5 納入品

納入品は表 3 に示すとおりとする。なお、ドキュメントの提出は、電子媒体（CD-R 又はDVD-R）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。なお、提出書類は Microsoft Word、Excel、又は PowerPoint 形式を使用して作成すること。

表 3 納入品

	名称	数量	納入場所	納期	備考
	成果報告書	1 部	防衛省整備計画局 参事官（宇宙担当）付	令和 12 年 3 月 29 日まで	

6 本役務に関する要求

6.1 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 29 日までの期間とする。

6.2 実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町 5-1）、及び官の指定する場所とする。

6.3 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全並びに知的財産の保護を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (3) 上記(1)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

6.4 契約相手方の要件

契約相手方は、本調査の実施に当たって次の体制を確保していること。

- (1) 小型 SAR システム設計・信号処理等に関する防衛省との契約実績を有すること。
- (2) 衛星間光通信機器についての調査研究に関する防衛省との契約実績を有すること。
- (3) 複数の小型 SAR 衛星（250kg 以下）の国内での製造及び自社の地上システムを用いた 3 年以上の運用を実施した実績を有し、入札時点で軌道上に複数機の小型 SAR 衛星を運用していること。
- (4) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

7 品質保証

7.1 監督・検査

監督・検査は、本仕様書に基づき整備計画局参事官(宇宙担当)付の支出負担行為担当官等補助者が実施するものとする。

8 その他

8.1 情報保全

- (1) 契約相手方は、資料及び物件の取扱いに当たっては細心の注意を払い、官から貸付を受けた資料等について、当該作業後、速やかに返却するものとする。
- (2) 業務従事者は、業務従事者名簿に記載された者に限定するものとする。
- (3) 契約相手方は、秘密情報の取扱いを行う場合は、契約相手方の秘密保全規則等に基づき、秘密の保護措置を確実に行うものとする。
- (4) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。また、保護すべき情報の細部については、表4のとおりとする。
 - (a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - (b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - (c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

表 4 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	今後の具体的政策・運用構想に係る情報	・防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	・官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする
2	官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性 2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	・官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの	・検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 ・企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。

8.2 再委託

- a) 契約相手方は、本契約の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項 b) 又は c) により再委託を行う場合には、契約相手方が官に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、8.1 情報保全に掲げる事項について、必要な措置を講じせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

8.3 第三者に係る取扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等と届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他

に転用しないこと。

8.4 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

8.5 器材等

契約相手方は、本調査研究及び要素技術の評価に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

8.6 発生材の処置等

本役務により生じた発生材は、官と調整のうえ、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

8.7 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本調査の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本調査の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本調査の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前項に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

8.8 その他の事項

- a) 官側又は契約相手方は、本調査中に発生した事故等に起因する損害について、相手方の責めに帰すべき理由によるものである場合を除き、相互に損害賠償の請求を行わないものとする。
- b) 官側又は契約相手方は、本調査中に発生した事故等に起因する損害について、第三者に損害を与えた場合、その賠償の責任については、損害に対する寄与度等を考慮し、相互に協議して決定する。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と

協議するものとする。

- d) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月３日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

別記様式第 2 （第 3 項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	整参第 1 0 9 号	
	調 達 要 求 番 号	第 1 0 9 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 1 0 月 1 5 日	
	作 成 部 課	整備計画局参事官（宇宙担当）	
	作 成 年 月	令和 8 年 1 0 月 1 5 日	
品 名	衛星コンステレーションを活用した Bi-Static 観測に関する調査研究		
仕 様 書 番 号			
1 保護すべき情報として指定する理由（注） 防衛省（自衛隊）の将来の能力が類推される可能性があるため。			
2 保護すべき情報として指定された情報			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
・ 今後の具体的政策・運用構想に係わる情報 ・ 上記以外の情報で、別途官が指定する「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限る）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」等が記載された情報	・ 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報に該当する情報 ・ 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの	・ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする ・ 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 ・ 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。	
3 特記事項 なし			

（注）第 1 項（保護すべき情報として指定する理由）には、この調達要求（契約）において企業が取り扱う情報を保護すべき情報に指定する理由について、当該企業が容易に理解し、当該情報を保護すべき情報としての確に取り扱うことができるよう、分かりやすく、かつ、具体的に記載すること（単に、「注意」又は「部内限り」に指定されているといった記載は避けること。）。また、他の調達要求（契約）において用いた情報セキュリティ指定書の内容をそのまま用い、この調達要求（契約）に当てはまらない指定をすることにならないよう留意すること。